



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2013年8月27日(火)

最近話題に上りはじめた

「資本性借入金」とは

話題に上るようになった「資本性借入金」

最近、「資本性借入金」に関する話題が増えてきました。この借入金は銀行が融資先の財務状況を判断する際に、負債ではなく、資本とみなすことができます。H16に金融庁の「金融検査マニュアル」に盛り込まれたものですが、H23.11「資本性借入金の積極活用について」で、その「資本性」の要件を明確化したことにより活用が増えてきました。

「資本性借入金」の「資本性」の要件

「資本性借入金」の「資本性」とは「長期間償還不要な状態」「配当可能利益に応じた金利設定」「法定破綻時の劣後性」により、その借入金が資本に準じた体裁を備えていることをいいます。具体的には、

① 償還条件

償還期間が5年超の期限一括償還

② 金利設定 原則として業績連動型（赤字の場合、事務コスト相当）

③ 劣後性 原則として無担保・無保証（担保解除が困難な場合には特例あり）。

とされています。政策金融公庫の「資本性ローン」がその一例となります。

ただし、この「資本とみなす」というのは、金融検査上のルールであって、私法・会計では、「債務」・「借入金」であることに

は変わりません。

ハマる企業にはハマります！

中小企業金融円滑化法の終了後は、リスク応諾率も下がり、経営計画の達成度も厳しいチェックが行われるものと思われます。

リスクの適用を受けた企業は「実現性の高い抜本的な経営再建計画」（実抜計画）では5年後には債務者区分を「正常先」（債務超過解消と黒字化）となることが求められています。この場合、既存の借入金を「資本性借入金」に組替えるプランを採りいければ、債務超過が解消しやすくなり、計画の実現性が高まります（返済は5年以後の一括であり、資金繰りにも貢献します）。

ただし、「実抜計画」に準ずる「合理的かつ実現性の高い経営改善計画」（合実計画）では、概ね計画どおりに進捗し、10年内の償還が求められることから、計画・実績とも黒字を出し続けるという前提となります。

債務超過であっても利益は出し続けるハードルは高いですが、そのようなリスク企業であれば活用したいスキームです。



融資実績は
増えてきて
います！